

関弁連定期弁護士大会・創立70周年記念式典に出席される若手会員への交通費一部補助について（ご案内）

当連合会は2024年9月27日（金）に定期弁護士大会・創立70周年記念式典及びシンポジウムを挙行いたしますが、定期弁護士大会及び創立70周年記念式典（以下、「定期大会及び記念式典」といいます。）に出席する修習期65期以降の管内弁護士会所属（ただし、開催地である茨城県弁護士会を除きます。）の若手会員の皆様へ、当連合会から交通費を一部補助することといたしました。

つきましては、交通費一部補助を希望なさる65期以降の若手会員の皆様は、以下の要領をご確認いただき、ご所属弁護士会を通じてお申し込みください。

（1）目的

定期弁護士大会にあわせて開催する創立70周年記念式典において、東京弁護士会会員の山浦善樹先生（元最高裁判所判事）による記念講演を行います。

山浦先生には、長年の弁護士としてのご経験及び最高裁判事としてのご経験を踏まえ、若手会員が聞いて元気になれるような講演をいただくようご依頼申し上げます。

当連合会としては、山浦先生の講演を多くの若手会員の皆様に聴講いただきたく、また今回は70周年という特別な大会であることから、今回の定期大会及び記念式典に参加する65期以降の若手会員の皆様に対して交通費を半額程度補助することとしました。

これにより、多数の若手会員が会場参加することを実現し、10年に1度の当連合会の重要行事である記念式典の盛会と成功を達成するとともに、若手会員の皆様が当連合会活動への直接参加を経験し、また会員間の直接面談交流を体験することを通じて、若手会員の皆様が今後の当連合会の活動に積極的に参加されることを期待しています。

（2）補助の対象者

補助の対象者は、茨城県弁護士会を除く管内弁護士会に所属している65期以降（65期を含む）の弁護士会員とします。ただし、以下のとおりとします。

- ① 9月27日時点で管内弁護士会に所属していることが必要です。
- ② 司法修習を経っていないため修習期がない弁護士会員は、65期の弁護士一斉登録日（2012年（平成24年）12月20日）以降（同日を含む）に弁護士登録した会員を対象とします。
- ③ 当連合会常務理事、2024年度シンポジウム委員会委員、及び関弁連創立70周年記念行事実行委員会委員である65期以降の弁護士会員は、本補助とは別途に交通費を支給しますので、対象外とします。
- ④ 65期以降の弁護士会員であっても、弁護士会正副会長である会員は対象外とします（弁護士会正副会長には従前より各弁護士会から旅費を支給いただいているため）。ただし、従前より定期大会の旅費を弁護士会として正副会長に支給しない取り扱いがなされている場合は対象とします。

- ⑤ 同日開催のシンポジウムや懇親会等に出席する会員であっても、定期大会及び記念式典に出席しない会員は対象外とします。
- ⑥ 65期以降の弁護士会員であっても、下記(4)の手順による申込・受付を行っていない会員は対象外とします。

(3) 補助金額及び募集人数(定員)

各弁護士会会員1名あたりの支給額は以下のとおりとし、交通手段が電車、自動車、その他いずれの方法であっても支給額は同一とします。

| | |
|------------|---------|
| 東京弁護士会会員 | 4,068円 |
| 第一東京弁護士会会員 | 4,068円 |
| 第二東京弁護士会会員 | 4,068円 |
| 神奈川県弁護士会会員 | 4,220円 |
| 埼玉弁護士会会員 | 3,890円 |
| 千葉県弁護士会会員 | 3,890円 |
| 栃木県弁護士会会員 | 7,950円 |
| 群馬弁護士会会員 | 8,280円 |
| 静岡県弁護士会会員 | 9,940円 |
| 山梨県弁護士会会員 | 7,670円 |
| 長野県弁護士会会員 | 11,160円 |
| 新潟県弁護士会会員 | 13,690円 |

各弁護士会あたりの募集定員は原則12名(12弁護士会で合計144名)とします。

(4) 申込・受付方法

ご自身が所属する弁護士会に、8月16日(金)までに交通費一部補助利用の申込をしていただきます。

各弁護士会で交通費一部補助の申込みをいただくにあたり、以下①～④の事項をお伝えください。

- ① 9月27日開催の定期大会及び記念式典に出席する意志があること
- ② 同日午前中のシンポジウムにも参加する意志の有無
- ③ 同日の記念講演の感想文の提出などフィードバックを求められた場合、特別な事情が無い限り応じることが可能か否か
- ④ 登録番号、修習期、会員氏名、連絡先(Email、電話番号)

なお、12名枠を超える応募があった場合の選考については、各会において上記①～③を踏まえ、適正・公平な方法により行っていただきます。

あわせて、上記の交通費一部補助利用の申込みのほか、別途に定期大会及び記念式典を含む諸行事への参加申込みが必要です。2024年度関弁連定期弁護士大会パンフレット及び参加申込書により、出席予定者において近畿日本ツーリスト株式会社トラベルサービスセンター東日本「関弁連定期弁護士大会申込受付係」まで、FAXまたはWEBページによる事前のお申込みをお願いいたします。近畿日本ツーリスト株式会社への申込み期限は2024年8月30日(金)

です（パンフレットに記載の申込み期限は8月2日ですが、上記まで延長しています。）。

（5）補助金支払方法

- ① 出欠確認のため、出席予定者リストに登載された若手会員の皆様には定期大会及び記念式典の開催当日、現地会場の受付に設置された受付名簿に署名をしていただきます。
- ② 定期大会及び記念式典の後日、参加を確認できた若手会員の皆様の人数分の補助金を関弁連から各会に支払い、各会から若手会員の皆様に対して個別に支払いをしていただきます。